

湯河原町契約規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(担保提供の方法等) 第11条 第10条の担保をもって入札保証金の代用をしようとする者は、当該代用担保を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従い提出しなければならない。 (最低制限価格の設定) 第16条 (略) 2 (略) 3 第14条第1項の規定は最低制限価格を付した場合に準用する。 (随意契約) 第33条 政令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じた当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入 <u>80万円</u> (3) 物件の借入 <u>40万円</u> (4) 財産の売払 <u>30万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>50万円</u>	(担保提供の方法等) 第11条 前条の担保をもって入札保証金の代用をしようとする者は、当該代用担保を入札の公告において定められた場所、期限及び手続に従い提出しなければならない。 (最低制限価格の設定) 第16条 (略) 2 (略) 3 第14条の規定は最低制限価格を付した場合に準用する。 (随意契約) 第33条 政令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じた当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入 <u>150万円</u> (3) 物件の借入 <u>80万円</u> (4) 財産の売払 <u>50万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100万円</u> 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	